

進歩性の判断に関する裁判例 「高吸水高乾燥性パイルマット」事件

H26. 6. 10 判決 知財高裁 平成 25 年（行ケ）第 10313 号

無効不成立審決取消請求事件：請求棄却（無効不成立）

概要

カタログとその発行会社の社員の陳述書によって公知技術が立証されたが、課題の記載が無く、他の証拠と組合せられないと判断された事例

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

基布と多数のパイルを備えてなり、前記各パイルの基部が基布に結合された状態で、前記多数のパイルが基布上に配設されているパイルマットであって、前記各パイルは、略円柱形状をなし、0. 05乃至0. 8デニールの非吸水性のフィラメントが、パイルの軸線を中心としてほぼ径方向に放射状をなすように密設され且つ軸線方向に密設されてなり、

前記パイルの略円柱形状外周面は、前記各フィラメントの先端部により形成され、

前記パイルの先端部は、パイルを構成する放射状に配された前記フィラメントの先端部により形成された略凸曲面状をなし、

前記パイルは、略円柱形状をなすパイルの各円形状横断面において内方に向かうほど前記非吸水性のフィラメントが高密度状態となり、前記先端部においても内方に向かうほど前記非吸水性のフィラメントが高密度状態となって、毛管現象により内方に向かう吸水力が作用するよう構成されていることを特徴とする高吸水高乾燥性パイルマット。

【無効審決の理由】

本件特許発明は、Aの陳述書（甲1。以下「甲1陳述書」という。）及び商品カタログ（甲2。以下「甲2カタログ」という。）に記載された商品「デゼルト」の構成から把握できる発明（以下「引用発明」という。）及び登録実用新案第3108152号公報（甲4。以下「甲4公報」という。）に記載された発明から、当業者が容易に発明できたとはいえない。

（相違点1）

フィラメントが、本件特許発明1においては、「0. 05乃至0. 8デニールの非吸水性のフィラメント」であるのに対し、引用発明においては、「綿フィラメント」である点。

（相違点2）

略円柱形状をなすパイルが、本件特許発明1においては、「毛管現象により内方に向かう吸水力が作用するよう構成されている」のに対して、引用発明

においては、そのような構成を備えるか不明である点。

【争点】

取消事由1：相違点1に関する判断の誤り。

取消事由2：相違点2に関する判断の誤り。

【裁判所の判断】（筆者にて適宜抜粋、下線）

引用発明について、甲1陳述書及び甲2カタログに記載された商品「デゼルト」の構成からは、審決で認定した通りの引用発明を把握すること（が）できるものと認められる。そして、甲2カタログには、「デゼルト」の説明として「アクセントラグ」、「ホットカーペット」などの記載がある（甲2）。また、「デゼルト」を撮影した写真（甲5の3）によれば、「デゼルト」に付されたタグに、「Cottonテイスト」と記載されていることが認められる。そして、本件特許発明と引用発明とを対比すると、両者の間には、審決の認定した一致点及び相違点が存在するものと認められる。

甲4公報には、「バスマット、・・・などの水廻り関連のマットをはじめとして、・・・等、室内で使用される、基布にパイル糸を植糸した室内マットであって、パイル糸の素材の繊維としてポリエステル及びナイロンで構成される1デニール未満の極細繊維を含み、植糸した該パイル糸のパイル形状が、カット及び／又はループよりなる吸水性の極細繊維マット。」の発明（甲第4号証記載の発明）が記載されているものと認められる。

そして、甲第4号証記載の発明は、吸水性及び肌触り性を備えたマットの提供を課題とし、パイル糸の素材の繊維としてポリエステル及びナイロンで構成される1デニール未満の極細繊維を用いることにより、毛細管現象により速やかにパイル糸表面の水分がパイル糸側面及び底面に向けて吸水されるため、もともと吸水性に乏しい合成繊維を使用しながら、従来の合成繊維マットに比較して非常に高い吸水性を発揮するマットを提供することが可能となるものであると認められる。さらに、植糸したパイル糸のパイル形状につき、カッ

ト及び／又はループを採用することにより、吸水性を高めたい部分ではカットパイルの長さを大きくしたり、速乾性を高めたい部分ではループパイルの比率を高くするなど、用途や機能に応じたマットを提供することを可能とするものでもであると認められる。加えて、極細繊維を含んだパイル糸は肌触りが非常にソフトであり、近年の需要者の嗜好を満足させるマットを提供することを可能とするものであるものと認められる。

しかし、引用発明は、甲2カタログ掲載の商品及びその商品を説明する内容の甲1陳述書によりその構成が把握されるにとどまり、これらの書証のみからは、引用発明においても肌触り性が課題として存在するの否かは明らかではない。甲3カタログの記載をみても、足触り（肌触り）を考慮した商品が掲載されていることはうかがえるものの、更に肌触り性を課題とする技術思想が開示されているとみることは困難である。

また、引用発明の基礎となる「デゼルト」は、需要者に向けて現実に売されている商品であること（甲1、2）に照らすと、引用発明は、肌触りの点を含め、モールマットとして販売するために必要な要素を備えることを前提として、素材を綿100%とすることを選択し、かつ綿100%の素材感を提供することを目的としたものと解される。そうすると、引用発明においては、もはや肌触り性を得るために、綿100%以外の素材を使用する必要性を見いだすことはできないものと解される。

したがって、マットにおいて良好な肌触り性が求められており、また、室内マットにおいて綿以外の合成繊維を使用することや、モール糸の飾り糸として、綿などの紡績糸及びポリエステルなどのフィラメント糸のいずれを使用することも本件特許の出願前における周知の事項であったとしても、当業者が、引用発明における綿フィラメントを甲4公報記載のマットのパイル糸の素材の繊維である非吸水性のポリエステル及びナイロンに置き換えることを容易に想到できたものということはできない。

また、引用発明は、甲1陳述書及び甲2カタログの記載内容に照らすと、バスマット等の水廻り用途に用いられるものとは解されないで、引用発明が吸水性を課題として有するものとは解されない。したがって、この観点からも、引用発明に甲第4号証記載の発明を組み合わせる動機付けは存在しない。

取消事由2については、甲第4号証記載の発明におけるパイル形状は、上記の形状のいずれかを採用することが前提とされるものと解される。そうすると、引用発明に甲第4号証記載の発明の構

成を組み合わせたととしても、そのパイル形状は、上記の形状のいずれかとなるものであって、本件特許発明1と引用発明との相違点2に係る構成となるものではない。

よって、本件特許発明は引用発明及び甲第4号証記載の発明から当業者が容易に発明できたとはいえない、とした審決の判断の結論に誤りはない。

【検討】

無効審判において、カタログと陳述書が採用されて、出願前の公知技術の立証が認められたケースは少なく、審決取消訴訟で審理されたケースは更にないため、参考になる事案である。

本件判決では、カタログとその発行会社の社員の陳述書によって公知技術が立証され、これが裁判所により公知技術として認定されている（認定内容は審決と同じ）。しかし、カタログに技術思想的な事項が記載されることは通常稀であり、本件においても、陳述書の内容を加味しても、パイルマットの構成（構造、材質等）が立証されたに過ぎない。

このため、他の証拠との組合せを考えた場合、課題の共通性などが認められず、組合せの動機付けが否定され、進歩性が認められた。

《実務上の指針》

このように、特許法29条1項1号又は2号による公知技術は、新規性を否定する上では有効であっても、進歩性を否定する証拠としては有効でない場合が多い。特に、事後的な分析によって、公知技術の内容（例えば特殊パラメータの値など）を立証して、他の文献との組合せで進歩性を否定するのは、更に困難であると考えられる。

なお、無効審決において、公然知られ（1号）又は公然実施（2号）によって新規性が否定された事件としては、次のような審決があり、種々の証拠が採用されている。

1) 公然知られ（1号）

無効審判番号	構成の立証
2005-80321	先願明細書のファックス
2002-35083	サンプル+意匠登録公報
1999-35741	意匠登録公報（新規性喪失）
1999-35197	見本付きカタログ

2) 公然実施（2号）

無効審判番号	構成の立証
2011-800144	製品、写真、係争後の分析結果
2006-80237	当時の分析結果、仕様書
2004-80109	ビデオ録画記録、カタログ
1999-35097	証人尋問

以上